

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2024年4月1日現在
～2024年3月31日	2024年4月1日～

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th>用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～38 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類 (オープンコンピュータ通信網サービスの種類)</p> <p>第3条 オープンコンピュータ通信網サービス(この別冊により提供するものに限り、以下同じとします。)には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別記</p> <p>14 光アクセス回線に係る東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定する品目及び細目等</p> <p>(1) 東日本電信電話株式会社</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～38 (略)	(略)	種 類	内 容	1～6 (略)	(略)	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th>用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～38 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>39 ベストエフォート</td> <td>オープンコンピュータ通信網契約者が指定する帯域(オープンコンピュータ通信網契約者が帯域を指定しない場合又は帯域の選択肢がない場合は、当社が指定する帯域とします。)を符号伝送速度の最大値とするが、当社が当該帯域を保証又は確保するものではなく、オープンコンピュータ通信網契約者が期待する帯域を下回る可能性があるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類 (オープンコンピュータ通信網サービスの種類)</p> <p>第3条 オープンコンピュータ通信網サービス(この別冊により提供するものに限り、以下同じとします。)には、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～6 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>第4種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス及び第7種オープンコンピュータ通信網サービスは、ベストエフォートとして提供します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>別記</p> <p>14 光アクセス回線に係る東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定する品目及び細目等</p> <p>(1) 東日本電信電話株式会社</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～38 (略)	(略)	39 ベストエフォート	オープンコンピュータ通信網契約者が指定する帯域(オープンコンピュータ通信網契約者が帯域を指定しない場合又は帯域の選択肢がない場合は、当社が指定する帯域とします。)を符号伝送速度の最大値とするが、当社が当該帯域を保証又は確保するものではなく、オープンコンピュータ通信網契約者が期待する帯域を下回る可能性があるもの	種 類	内 容	1～6 (略)	(略)	備考	第4種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス及び第7種オープンコンピュータ通信網サービスは、ベストエフォートとして提供します。
用 語	用 語 の 意 味																				
1～38 (略)	(略)																				
種 類	内 容																				
1～6 (略)	(略)																				
用 語	用 語 の 意 味																				
1～38 (略)	(略)																				
39 ベストエフォート	オープンコンピュータ通信網契約者が指定する帯域(オープンコンピュータ通信網契約者が帯域を指定しない場合又は帯域の選択肢がない場合は、当社が指定する帯域とします。)を符号伝送速度の最大値とするが、当社が当該帯域を保証又は確保するものではなく、オープンコンピュータ通信網契約者が期待する帯域を下回る可能性があるもの																				
種 類	内 容																				
1～6 (略)	(略)																				
備考	第4種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス及び第7種オープンコンピュータ通信網サービスは、ベストエフォートとして提供します。																				

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

項番	品目及び細目等			
EK010	削除			
EK020				
EK030				
EK040	メニュー-5-1	II型 II-1型	100Mb/s	プラン3 プラン3-1
EK050			200Mb/s	プラン3 プラン3-1
EK060			1Gb/s	プラン3 プラン3-1
EK070				プラン4 プラン4-1
EK080				プラン4 プラン4-2
EK090			プラン5	
EK095			10Gb/s	プラン3 プラン3-1
EK100			II型 II-2型/II-2-1型	100Mb/s
EK110	II型 II-2型/II-2-2型	100Mb/s	プラン3 プラン3-1	
EM010	メニュー-5-2	II型 II-1型	100Mb/s	
EM020			200Mb/s	
EM030			1Gb/s	

項番	品目及び細目等			
EK010	削除			
EK020				
EK030				
EK040	メニュー-5-1	II型 II-1型	100Mb/s	プラン3 プラン3-1
EK050			200Mb/s	プラン3 プラン3-1
EK060			1Gb/s	プラン3 プラン3-1
EK070				プラン4 プラン4-1
EK080				プラン4 プラン4-2
EK090			プラン5	
EK095			10Gb/s	プラン3 プラン3-1
EK100			II型 II-2型/II-2-1型	100Mb/s
EK110	II型 II-2型/II-2-2型	100Mb/s	プラン3 プラン3-1	
EM010	メニュー-5-2	II型 II-1型	100Mb/s	
EM020			200Mb/s	
EM030			1Gb/s	
EM035			10Gb/s	

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

EM040	II型 II-2型/II-2-1型	100Mb/s
備考 (略)		

EM040	II型 II-2型/II-2-1型	100Mb/s
備考 (略)		

(2) 西日本電信電話株式会社

項番	品目及び細目等			
WK010	削除			
WK020	メニュー5-1	100Mb/s	プラン5	プラン5-1
WK030				プラン5-2
WK040	200Mb/s			
WK050	削除			
WK060	メニュー5-1	1Gb/s	プラン2	
WK070			プラン3	
WK080	10Gb/s			
WM010	削除			
WM020	メニュー5-2	100Mb/s	カテゴリ3	カテゴリ3-1
WM030				カテゴリ3-2
WM040	200Mb/s			
WM050	1Gb/s			

備考 (略)

(2) 西日本電信電話株式会社

項番	品目及び細目等			
WK010	削除			
WK020	メニュー5-1	100Mb/s	プラン5	プラン5-1
WK030				プラン5-2
WK040	200Mb/s			
WK050	削除			
WK060	メニュー5-1	1Gb/s	プラン2	
WK070			プラン3	
WK080	10Gb/s			
WM010	削除			
WM020	メニュー5-2	100Mb/s	カテゴリ3	カテゴリ3-1
WM030				カテゴリ3-2
WM040	200Mb/s			
WM050	1Gb/s			
WM060	10Gb/s			

備考 (略)

料金表

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

2 第4種契約に係るもの

2-1 適用

区分	内容
(1) (略)	(略)

料金表

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

2 第4種契約に係るもの

2-1 適用

区分	内容
(1) (略)	(略)

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(2) 細目に係る
料金の適用

ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の
態様による細目を定めます。

(ア) アクセス回線による区別

区 別	内 容
(略)	(略)
備考	
1～5	(略)
6	タイプ5に係る光アクセス回線は、別記14のEK095及びWK080に係る光アクセス回線を除くものとします。
7～9	(略)

(イ) アクセス回線の細目による区別

A～B (略)

C タイプ4に係るもの

区 別	内 容
コース1	(略)
コース4	別記14のEK040、EK050、EK060、EK070、EK080、EK090、EK095、EK100、EK110、EM010、EM020、EM030、EM040、WK020、WK030、WK040、WK060、WK070、WK080、WM020、WM030、WM040又はWM050に係る光アクセス回線を利用するもの
コースN ～コース v6	(略)
備考 (略)	

(ウ)～(ク) (略)

(2) 細目に係る
料金の適用

ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の
態様による細目を定めます。

(ア) アクセス回線による区別

区 別	内 容
(略)	(略)
備考	
1～5	(略)
6	タイプ5に係る光アクセス回線は、別記14のEK095、EM035、WK080及びWM060に係る光アクセス回線を除くものとします。
7～9	(略)

(イ) アクセス回線の細目による区別

A～B (略)

C タイプ4に係るもの

区 別	内 容
コース1	(略)
コース4	別記14のEK040、EK050、EK060、EK070、EK080、EK090、EK095、EK100、EK110、EM010、EM020、EM030、EM035、EM040、WK020、WK030、WK040、WK060、WK070、WK080、WM020、WM030、WM040、WM050又はWM060に係る光アクセス回線を利用するもの
コースN ～コース v6	(略)
備考 (略)	

(ウ)～(ク) (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2024年4月1日現在
~2024年3月31日	2024年4月1日~

イ (略)	イ (略)
(3)~(9) (略)	(略)

4 第6種契約に係るもの
4-1 適用

区 分	内 容								
(1) (略)	(略)								
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p style="margin-left: 20px;">A (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">B タイプ4に係るもの</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 別</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">コース F ~コース U</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">備考</p> <p style="margin-left: 40px;">1 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線の細目等による区別は、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 別</th> <th style="width: 85%;">提供するアクセス回線の細目等による区別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	コース F ~コース U	(略)	区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別	(略)	(略)
区 別	内 容								
コース F ~コース U	(略)								
区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別								
(略)	(略)								

4 第6種契約に係るもの
4-1 適用

区 分	内 容										
(1) (略)	(略)										
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p style="margin-left: 20px;">A (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">B タイプ4に係るもの</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 別</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">コース F ~コース U</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コース X</td> <td style="text-align: center;">別記14のEK095、EM035、WK080又はWM060に係る光アクセス回線を利用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">備考</p> <p style="margin-left: 40px;">1 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線の細目等による区別は、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 別</th> <th style="width: 85%;">提供するアクセス回線の細目等による区別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	コース F ~コース U	(略)	コース X	別記14のEK095、EM035、WK080又はWM060に係る光アクセス回線を利用するもの	区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別	(略)	(略)
区 別	内 容										
コース F ~コース U	(略)										
コース X	別記14のEK095、EM035、WK080又はWM060に係る光アクセス回線を利用するもの										
区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別										
(略)	(略)										

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

カテゴリ 1 ～カテゴリ 7	(略)
カテゴリ 8	コースU
カテゴリ 9	(略)

2～5 (略)

6 当社は、カテゴリ 8 又はカテゴリ 9 の提供にあたり、回線制御装置 (I P o E ルーター型に限ります。) を設置します。

ただし、第 6 種契約者 (カテゴリ 8 又はカテゴリ 9 に係る者 (I P アドレスによる区別が動的 (ex) タイプに係る者を除きます。)) に限ります。)
は、当社の回線制御装置に代わるものとして当社が認めた自営端末設備に限り、その自営端末設備を設置することができます。

カテゴリ 1 ～カテゴリ 7	(略)
カテゴリ 8	コースU及びコースX
カテゴリ 9	(略)

2～5 (略)

6 第 6 種契約者 (カテゴリ 8 又はカテゴリ 9 に係る者に限ります。) は、第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスの利用にあたり、次に定める端末設備を使用するものとします。

(1) I P アドレスによる区別が動的 (ex) タイプの場合

当社が設置する回線制御装置 (I P o E ルーター型に限ります。以下この備考 6 において同じとします。)

(2) アクセス回線の細目等による区別がコース X の場合

当社が設置する回線制御装置に代わるものとして当社が認めた自営端末設備

(3) (1) 又は (2) 以外の場合

当社が設置する回線制御装置又は当社が設置する回線制御装置に代わるものとして当社が認めた自営端末設備

7 第 6 種契約者は、第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスの利用にあたり、その第 6 種契約に係るアクセス回線の細目等による区別が対応する光アクセス回線を利用するものとし、当社は、これに反する態様で第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスが利用されていると当社が認めたときは、共通編第 42 条 (利用に係る I P 通信網契約者の義務) 第 1 項の義務違反があるものとして取

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

C～E (略)

(ウ) I Pアドレスによる区別

A (略)

B カテゴリー8又はカテゴリー9のもの

区 別	内 容
(略)	(略)

(エ) I Pアドレス数による区別

IPv4に係る I Pアドレス

区 別	内 容
(略)	(略)

備考 I Pアドレス数による区別は、カテゴリー1、カテゴリー5又はカテゴリー7からカテゴリー9 (カテゴリー7からカテゴリー9はI Pアドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。) であって、アクセス回線による区別がタイプ3又はタイプ4のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別	提供するプラン
タイプ3	(略)

り扱います。

8 第6種契約者は、カテゴリー8 (コースXに限ります。) とカテゴリー5、カテゴリー6、カテゴリー7又はカテゴリー9との間の相互の変更を請求することはできません。

C～E (略)

(ウ) I Pアドレスによる区別

A (略)

B カテゴリー8又はカテゴリー9のもの

区 別	内 容
(略)	(略)

備考 カテゴリー8のコースXについては、固定タイプに限り提供します。

(エ) I Pアドレス数による区別

IPv4に係る I Pアドレス

区 別	内 容
(略)	(略)

備考 I Pアドレス数による区別は、カテゴリー1、カテゴリー5又はカテゴリー7からカテゴリー9 (カテゴリー7からカテゴリー9はI Pアドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。) であって、アクセス回線による区別がタイプ3又はタイプ4のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別	提供するプラン
タイプ3	(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

タイプ4	コース F ～コース U	(略)
------	--------------------	-----

(オ) (略)

(カ) 帯域に係る区別

区 別	内 容
(略)	(略)

備考

1 (略)

2 (略)

3 第6種契約の申込みをする者及び第6種契約者(いずれもワイドプランに係る者に限ります。)は、「企画型ふくそう抑制機能」を提供する目的に限り、当社が契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を機械的および自動的に取得することによって備考2に定める当社所定の通信を検知し、当該通信に割り当てる帯域を制御等することについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。

イ (略)

ウ 品目

(ア)～(イ) (略)

タイプ4	コース F ～コース U	(略)
	<u>コースX</u>	<u>プラン1からプラン3</u>

(オ) (略)

(カ) 帯域に係る区別

区 別	内 容
(略)	(略)

備考

1 (略)

2 カテゴリー8のコースXについては、ワイドプランに限り提供します。

3 (略)

4 第6種契約の申込みをする者及び第6種契約者(いずれもワイドプランに係る者に限ります。)は、「企画型ふくそう抑制機能」を提供する目的に限り、当社が契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を機械的および自動的に取得することによって備考3に定める当社所定の通信を検知し、当該通信に割り当てる帯域を制御等することについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。

イ (略)

ウ 品目

(ア)～(イ) (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(ウ) タイプ4のもの

区 分	品 目	内 容
コースFのもの、コースMのもの、コースBのもの及びコースUのもの	(略)	(略)
コースFのもの、コースMのもの及びコースUのもの	(略)	(略)
コースFのもの、コースMのもの、コースBのもの、コースP1のもの、コースP10のもの、コースGFのもの及びコースUのもの	(略)	(略)

備考 [コースMについては、特定協定事業者の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところにより符号伝送速度の最大が100Mbit/sとならない場合があります。](#)

(3)～(12) (略)

(略)

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(1)～(6) (略)

(ウ) タイプ4のもの

区 分	品 目	内 容
コースFのもの、コースMのもの、コースBのもの及びコースUのもの	(略)	(略)
コースFのもの、コースMのもの及びコースUのもの	(略)	(略)
コースFのもの、コースMのもの、コースBのもの、コースP1のもの、コースP10のもの、コースGFのもの及びコースUのもの	(略)	(略)
コースXのもの	10Gb/s	最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考 [タイプ4の通信に係る符号伝送速度については、この表に定めるほか、その光アクセス回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。](#)

(3)～(12) (略)

(略)

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(1)～(6) (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(7) カテゴリー 8 のもの
コースUのもの (略)

(7) カテゴリー 8 のもの
ア コースUのもの (略)

イ コースXのもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
		<u>ワイドプラン</u>
<u>固定タイプ</u>	<u>プラン1</u>	14,000円 (15,400円)
	<u>プラン2</u>	23,000円 (25,300円)
	<u>プラン3</u>	39,000円 (42,900円)

(8) (略)

(8) (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

(1) パターンA

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリー1 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリー2、カテゴリー3 (タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリー5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリー6、カテゴリー7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリー8 (タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。)又はカテ

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリー1 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリー2、カテゴリー3 (タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリー5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリー6、カテゴリー7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリー8 (タイプ4のコースU又はコースXであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

ゴリー-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。)に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

す。)又はカテゴリー-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。)に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリー-1 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリー-5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリー-7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリー-8 (タイプ4のコースUであって、プラン2に限ります。)又はカテゴリー-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリー-1 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリー-5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリー-7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリー-8 (タイプ4のコースU又はコースXであって、プラン2に限ります。)又はカテゴリー-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 回線制御装置の種別等に係る料金の適用	当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種別等を定めます。 ア (略) イ 回線制御装置の種類 (ア)～(ウ) (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 回線制御装置の種別等に係る料金の適用	当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種別等を定めます。 ア (略) イ 回線制御装置の種類 (ア)～(ウ) (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2024年4月1日現在
～2024年3月31日		2024年4月1日～

<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(工) I P o Eルーター型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 I P o Eルーター型は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8及びカテゴリ-9に限ります。)に限り提供します。</p> <p>2～3 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	<p>2 (略)</p>
種 類	内 容					
(略)	(略)					
<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(工) I P o Eルーター型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 I P o Eルーター型は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8 (アクセス回線の細目等による区別がコースXのものを除きます。)及びカテゴリ-9に限ります。)に限り提供します。</p> <p>2～3 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	<p>2 (略)</p>
種 類	内 容					
(略)	(略)					